

2020年2月1日

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

株式会社ディー・エヌ・エー

代表取締役社長 守安 功



吸収合併に関する事後開示事項

当社は、2019年11月27日付にて当社と株式会社ペロリとの間で締結した合併契約に基づき、2020年2月1日を効力発生日として、当社を存続会社、株式会社ペロリ（以下「消滅会社」という。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2020年2月1日

2. 消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第1号）

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第784条の2）に係る手続の経過

消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）の手続の経過

消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）の手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第789条）の手続の経過

消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2019年12月17日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに同条第1項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 当社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第796条の2）の手続の経過

本合併は、当社において、会社法796条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに行われるものであり、会社法第796条の2但書により、同条本文に定める手続は行われておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の経緯

本合併は、当社において、会社法 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに行われるものであり、会社法第 797 条第 1 項但書により、同条第 1 項本文に定める手続きは行われておりません。

なお、同条第 4 項に基づき 2019 年 12 月 17 日付の電子公告により、本合併に関し株主への公告を行いましたところ、1 名の株主から本合併に反対する意思表示の通知がありましたが、会社法第 796 条第 3 項および会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の経緯

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2019 年 12 月 17 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 項）

別紙の通りです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併による当社の変更登記申請は 2020 年 2 月 7 日に行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

2019 年 12 月 17 日

東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号

株式会社ペロリ

代表取締役 大井 潤

株式会社ディー・エヌ・エーと当社の吸収合併に関する事項

当社が、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「存続会社」という。）を存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）に際して開示する、会社法第 782 条第 1 項に基づく事項は次のとおりであります。

1. 合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙の 1 のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項及び合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）

存続会社は、当社の発行済株式の全部である 16,667 株を所有しているため、本合併に際して、株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

4. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

5. 存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び同条第 6 項第 1 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社の最終事業年度の計算書類、事業報告及び会計監査報告は金融商品取引法に基づく有価証券報告書（第 21 期）のとおりであります。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182号第1項第5号）

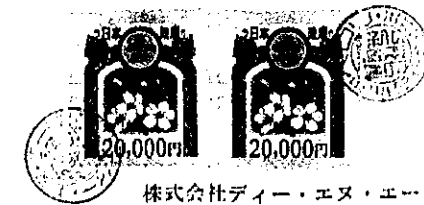
2019年3月31日現在、存続会社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、それぞれ208,440百万円、20,132百万円及び188,308百万円であり、当社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額はそれぞれ378,964千円、2,500,557千円及び△2,121,592千円であります。なお、2019年3月31日から現在に至るまで、いずれの当事者においても資産及び負債の額に大きな変動は生じておりません。

また、いずれの当事者においても本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併後における存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに存続会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、存続会社の負担する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

別紙1)



合併契約書

株式会社ディー・エヌ・エー（以下、「甲」という。）と株式会社ベロリ（以下、「乙」という。）は、次の通り合併に関する契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し（以下、「本合併」という。）、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社ディー・エヌ・エー

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

（2）吸収合併消滅会社

商号：株式会社ベロリ

住所：東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

（合併に際して発行する株式等）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して乙の株主に対しては甲の株式その他の金銭等本件合併に関する対価は一切交付しない。

（増加すべき資本金および準備金）

第3条 本合併により増加すべき甲の資本金、資本準備金および利益準備金の額は次の通りとする。ただし、効力発生日における乙の資産および負債の状態により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（1）資本金：合併により資本金は増加しないものとする。

（2）資本準備金：合併により資本準備金は増加しないものとする。

（3）利益準備金：合併により利益準備金は増加しないものとする。

（合併契約書の承認）

第4条 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

2 甲は、会社法第790条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、2020年2月1日とする。ただし、合併手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 甲は、効力発生日において、乙の資産、負債およびこれらに付随する権利義務一切を承継する。

(会社財産の管理義務)

第7条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

(従業員の引継およびその処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する処遇については、別に甲乙協議の上、これを定める。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、書面により合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、本契約の履行に必要な法令に定める関係官公庁の承認を得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2019年11月27日

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
甲 株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役 守安 功



東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号
乙 株式会社ベロリ
代表取締役 大井 潤

